

「米軍基地関係情報収集及び発信業務」企画提案仕様書

1 業務名

米軍基地関係情報収集及び発信業務

2 業務期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的及び概要

戦後79年を経た現在もなお、沖縄に米軍基地が過度に集中し、県民が過重な負担を強いられ続けている問題について、幅広く周知を図る必要がある。

また、米軍基地問題については、インターネット・SNS等の普及によって沖縄への誤解・無理解に起因する多様な意見も散見される。

このようなことを踏まえ、沖縄の基地問題に関する正確な情報を県内外に発信することを目的に、米軍基地問題に関する情報の収集、整理及び発信を行う。

4 委託業務の内容及び提案にあたっての留意事項等

【主な業務内容】

(1) 米軍基地問題に関する情報発信

県が所有する発信用コンテンツの更新（動画、クイズ等）、それを用いた県民・国民への米軍基地問題に関する情報発信を行う。

<発信用コンテンツ>

特設HP「沖縄まくとぅプロジェクト 米軍基地のホント」

(URL : <https://makuttoproject.jp/>)

具体的には、テレビCMの制作・放映（15秒×100回程度）、県内外での新聞広告（延べ4回以上）、SNS広告（YouTube、Facebook、Instagramで各2ヵ月以上の期間、10万回以上表示）等、様々な手法での情報発信を行うとともに、当該広報ツールをきっかけとして、発信用コンテンツ（特設HP）へ誘導し、県民等が米軍基地問題に関心を持つ機会を創出する。

なお、上記以外の効果的な方法があれば、その根拠とともに提案すること。

※特設HPのサーバーレンタル代(350,000円以内)を含んだ積算とすること

※情報発信に係る効果測定に要する経費も含んだ積算とすること

※広報ツールごとに予算内で行える広告の期間や回数を目安を示すこと

(2) 地図の監修等

県が所有する、1944年から1958年までの在沖米軍施設の推移を表示し

た地図（別添資料）の監修を行い、当時の沖縄に存在する米軍基地の全容を視覚的に理解しやすい形に加工し、発信すること。また必要に応じて内容を更新又は補足を行うこと。

【留意事項】

- i 米軍基地問題に関する情報整理業務に関して、効果的に情報発信するために沖縄県が新たに収集、調査すべき情報がある場合は、それを示すこと。
- ii 本業務の目的達成のために最も効果的と考える情報発信のターゲット、情報伝達手法等について根拠を含め、具体的に示すこと。
- iii 実施方法や人員体制を含めて提案すること。
- iv 適宜イメージ図等を用いる等、提案内容がより容易に理解できるよう工夫すること。

5 成果品

成果品として、検討結果をまとめた業務報告書を以下のとおり納品すること。

(1) 印刷物 20部

(2) 電子データ 一式

※ 電子データは、ワープロソフト等で作成したもの及びPDFの両方を納品すること。PDFは紙をスキャンしたものではなく、文字が検索できる形式とすること。）

6 業務の実施状況等に関する事項

- (1) 事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは相当の委託料を減額する。
- (2) 受託者が、本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。
- (3) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (4) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 本業務において書籍その他の資料を購入した場合、当該資料は業務完了後に県に引き継ぐこと。

7 予算に関する要件

本委託業務に係る予算は15,288,000円（予定）以内（消費税及び地方消費税込み）とする。この範囲内で、効率的かつ効果的な業務を企画すること。

ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

8 再委託に関する制限

(1) 再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下、「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託が必要と認められる業務に限り、県の事前の承認を受けた上でできるものとする。

(2) 簡易な業務の再委託

前項に関わらず、複写・印刷・製本、原稿データの入力及び集計等の簡易な業務については事前の承認を経ずに再委託を行うことができる。

(3) 一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の2分の1を超える業務、委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務に関する再委託は禁止する。

(4) 再委託の相手方の制限

再委託の相手方は、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定することはできない。

9 その他

(1) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。

(2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県へ質問書により照会すること。